

る。

③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第2の②から⑧までを準用すること。

第4 (別紙3—2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用）」の記載要領について
①・② (略)

③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第2の②から⑧までを準用すること。

第5 体制状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

①～⑥ (略)

⑦ 10⑨、13⑩、19⑪、20⑫、27⑬及び30⑭については、令和7年8月1日から適用することとする。

る。

③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第二の②から⑧までを準用すること。

第4 (別紙3—2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用）」の記載要領について
①・② (略)

③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第二の②から⑧までを準用すること。

第5 体制状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

①～⑥ (略)

⑦ 本通知は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）による令和6年6月1日に適用される改正の内容を規定しているため、令和6年4月1日から5月31日までの間の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション並びに介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出については、旧通知の例によるものとする。

そのため、令和6年4月1日から5月31日までの間は、別紙1—1、別紙1—2、別紙1—3及び別紙1—4を記載させることとし、令和6年6月1日以降は、別紙1—1—2、別紙1—2—2、別紙1—3—2及び別紙1—4—2を記載させること。なお、別紙2から別紙51は、令和6年4月1日以降は本通知による様式で申請することとして差し支えないものとする。

2 訪問介護

①～③ (略)

2 訪問介護

①～③ (略)

(改正後)

- ④ 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第2号の2に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑤～⑪ (略)
- ⑫ 「介護職員等処遇改善加算」については、大臣基準告示第四号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅳ」と記載させること。

3 訪問入浴介護

- ① (略)
- ② 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第4号の5に該当しない場合に、「減算型」と記載させること。
- ③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるため、2⑨を準用すること。また、「規模に関する状況」については、施設基準第2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ⑤ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑩を準用すること。
- ⑥・⑦ (略)
- ⑧ 「介護職員等処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑫を準用すること。
- 4 訪問看護
- ①・② (略)
- ③ 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第6号の3に該当しない場合に、「減算型」と記載させること。
- ④ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、2③を準

(現 行)

(新設)

- ④～⑩ (略)
- ⑪ 「介護職員等処遇改善加算」については、大臣基準告示第四号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅳ」と、同号ホに該当する場合に「加算Ⅴ(1)」と、同号ヘに該当する場合に「加算Ⅴ(2)」と、同号トに該当する場合に「加算Ⅴ(3)」と、同号チに該当する場合に「加算Ⅴ(4)」と、同号リに該当する場合に「加算Ⅴ(5)」と、同号ヌに該当する場合に「加算Ⅴ(6)」と、同号ルに該当する場合に「加算Ⅴ(7)」と、同号ヲに該当する場合に「加算Ⅴ(8)」と、同号ヅに該当する場合に「加算Ⅴ(9)」と、同号カに該当する場合に「加算Ⅴ(10)」と、同号クに該当する場合に「加算Ⅴ(11)」と、同号タに該当する場合に「加算Ⅴ(12)」と、同号レに該当する場合に「加算Ⅴ(13)」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅴ(14)」と記載させること。

3 訪問入浴介護

- ① (略)
- (新設)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるため、2⑧を準用すること。また、「規模に関する状況」については、施設基準第2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑩を準用すること。
- ⑤・⑥ (略)
- ⑦ 「介護職員等処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑪を準用すること。
- 4 訪問看護
- ①・② (略)
- (新設)
- ③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑦を準

ス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第2の②から⑧までを準用すること。

第4 （別紙3—2）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（1有・2無）について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第2の②から⑧までを準用すること。

第5 体制状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）第2号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「L I F Eへの登録」については、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）（以下「L I F E」という。）の利用状況をいい、L I F Eの利用を開始している場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「割付」については、**訪問介護**、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、

介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス等単位数表、介護予防サービス単位数表、地域密着型サービス単位数表及び地域密着型介護予防サービス単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙5）

「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙5—2）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ④ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙6）「平面図」を添付させること。
- ⑤ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙7）「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

加えて、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。）第1号ロ(1)イ、第4号イ(1)イ及びロ、第4号ロ(1)イ及びロ、第5号イ(1)イ及びロ又は第8号ロ(1)のテクノロジーを導入する規定に該当する場合は、「(再掲) 夜勤職員」に必要事項を記載の上、別紙7—3「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を添付させること。なお、当該届出にあたっては、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」（令和6年3月15日老高発0315第3号・老認発0315第3号・老老発0315第3号）を参照すること。

- ⑥ **訪問介護**、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

- ⑦ 10⑨、13⑩、19⑪、20⑫、27⑨及び30⑩については、令和7年8月1日から適用することとする。

2 訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」の全てを記載させること。
- ② 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第1号ロ(1)に該当する場合は「定期巡回の指定を受けている」と、同号ロ(2)に該当する場合は「定期巡回の整備計画がある」と、いずれにも該当しない場合は「定期巡回の指定を受けていない」と記載させること。また、(別紙8)「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書」を添付させること。
- ③ 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、大臣基準告示第2号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ④ 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第2号の2に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「特定事業所加算」における「特定事業所加算（Ⅴ以外）」については、大臣基準告示第3号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅳ」と記載させること。また、(別紙9)「特定事業所加算Ⅰ～Ⅳに係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。
- 「特定事業所加算」における「特定事業所加算Ⅴ」については、大臣基準告示第3号ホに該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙9—2)「特定事業所加算Ⅴに係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。
- さらに、「特定事業所加算Ⅰ・Ⅲ」については、(別紙9—3)「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算Ⅰ・Ⅲ）」を添付させること。
- ⑥ 「共生型サービスの提供」については、障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、介護保険制度の共生型訪問介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「居宅介護事業所」に、障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、介護保険制度の共生型訪問介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「重度訪問介護事業所」に、それぞれ「あり」と記載させること。
- ⑦ 「同一建物減算」については、居宅サービス単位数表1のイからハまでの注12に規定する同一敷地内建物等に居住する者に対して指定訪問介護を行った場合は「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」に「該当」と、同一

敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を行った場合は「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」に「該当」と、同一敷地内建物等に居住する者に対して指定訪問介護を行い、かつ、大臣基準告示第3号の2に該当している場合は「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」に「該当」と、記載させること。また、「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」に該当する場合を除き、（別紙10）「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を添付させること。

- ⑧ 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和3年厚生労働省告示第74号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ⑨ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

また、「規模に関する状況」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。）第1号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ⑩ 「口腔連携強化加算」については、大臣基準告示第3号の3に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、（別紙11）「口腔連携強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第3号の4イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。また、（別紙12）「認知症専門ケア加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑫ 「介護職員等処遇改善加算」については、大臣基準告示第四号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅳ」と記載させること。

3 訪問入浴介護

- ① 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、大臣基準告示第4号の4に該当しない場合に、「減算型」と記載させること。
- ② 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第4号の5に該当しない場合に、「減算型」と記載させること。
- ③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、2⑧を準用すること。
- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるため、2⑨を準用すること。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第2号に該当する場合に、「該

- ⑦ 「三ユニットの事業所が夜勤職員を二人以上とする場合」については、介護予防認知症対応型共同生活介護と同様であるため 50⑦を準用すること。
- ⑧ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40⑧を準用すること。
- ⑨ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるため、7⑮を準用すること。
- ⑩ 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」及び「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、特定施設入居者生活介護と同様であるため、14⑰を準用すること。
- ⑪ 「生産性向上推進体制加算」については、短期入所生活介護と同様であるため、9⑲を準用すること。
- ⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40⑱を準用すること。
- ⑬ 「介護職員等処遇改善加算」については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるため、34㉓を準用すること。
- ⑭ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

- (1) (別紙 50)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について
 - ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。
 - ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
 - ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
 - ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
 - ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
 - ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所の異動の別（1新規・2変更・3終了）について記載させること。
 - ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させる

こと。

- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

(2) 届出項目について

(別紙1—4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス(独自)及び通所型サービス(独自)について示しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定率)及び通所型サービス(独自/定額)については、市町村において様式を定めること。

(3) 体制等状況一覧表の記載要領について

1 共通事項

- ① 「L I F Eへの登録」については、L I F Eの利用状況をいい、L I F Eの利用を開始している場合に「あり」と記載させること。
- ② 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。
- なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙51)「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。
- ③ サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問型サービス(独自)

- ① 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、大臣基準告示第129号の6に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ② 「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第129号の7に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ③ 「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)」については、訪問介護と同様であるため、第5の2⑦を準用すること。
- ④ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるため、第5の2⑧を準用すること。
- ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるため、第5の2⑨を準用すること。
- また、「規模に関する状況」については、第5の2⑨を準用すること。
- ⑥ 「介護職員等処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるため、第5の2⑫を準用すること。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	地域区分	事業所番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
各サービス共通																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
☐ 11 訪問介護	☐ 1 身体介護 ☐ 2 生活援助 ☐ 3 通所等要諦介助			地域区分	☐ 1 1級地	☐ 2 2級地	☐ 3 3級地	☐ 4 4級地	☐ 5 5級地	☐ 6 6級地	☐ 7 7級地	☐ 8 8級地	☐ 9 9級地	☐ 10 10級地	☐ 11 11級地	☐ 12 12級地	☐ 13 13級地	☐ 14 14級地	☐ 15 15級地	☐ 16 16級地	☐ 17 17級地	☐ 18 18級地	☐ 19 19級地	☐ 20 20級地	☐ 21 21級地	☐ 22 22級地	☐ 23 23級地	☐ 24 24級地	☐ 25 25級地	☐ 26 26級地	☐ 27 27級地	☐ 28 28級地	☐ 29 29級地	☐ 30 30級地	☐ 31 31級地	☐ 32 32級地	☐ 33 33級地	☐ 34 34級地	☐ 35 35級地	☐ 36 36級地	☐ 37 37級地	☐ 38 38級地	☐ 39 39級地	☐ 40 40級地	☐ 41 41級地	☐ 42 42級地	☐ 43 43級地	☐ 44 44級地	☐ 45 45級地	☐ 46 46級地	☐ 47 47級地	☐ 48 48級地	☐ 49 49級地	☐ 50 50級地	☐ 51 51級地	☐ 52 52級地	☐ 53 53級地	☐ 54 54級地	☐ 55 55級地	☐ 56 56級地	☐ 57 57級地	☐ 58 58級地	☐ 59 59級地	☐ 60 60級地	☐ 61 61級地	☐ 62 62級地	☐ 63 63級地	☐ 64 64級地	☐ 65 65級地	☐ 66 66級地	☐ 67 67級地	☐ 68 68級地	☐ 69 69級地	☐ 70 70級地	☐ 71 71級地	☐ 72 72級地	☐ 73 73級地	☐ 74 74級地	☐ 75 75級地	☐ 76 76級地	☐ 77 77級地	☐ 78 78級地	☐ 79 79級地	☐ 80 80級地	☐ 81 81級地	☐ 82 82級地	☐ 83 83級地	☐ 84 84級地	☐ 85 85級地	☐ 86 86級地	☐ 87 87級地	☐ 88 88級地	☐ 89 89級地	☐ 90 90級地	☐ 91 91級地	☐ 92 92級地	☐ 93 93級地	☐ 94 94級地	☐ 95 95級地	☐ 96 96級地	☐ 97 97級地	☐ 98 98級地	☐ 99 99級地	☐ 100 100級地	☐ 101 101級地	☐ 102 102級地	☐ 103 103級地	☐ 104 104級地	☐ 105 105級地	☐ 106 106級地	☐ 107 107級地	☐ 108 108級地	☐ 109 109級地	☐ 110 110級地	☐ 111 111級地	☐ 112 112級地	☐ 113 113級地	☐ 114 114級地	☐ 115 115級地	☐ 116 116級地	☐ 117 117級地	☐ 118 118級地	☐ 119 119級地	☐ 120 120級地	☐ 121 121級地	☐ 122 122級地	☐ 123 123級地	☐ 124 124級地	☐ 125 125級地	☐ 126 126級地	☐ 127 127級地	☐ 128 128級地	☐ 129 129級地	☐ 130 130級地	☐ 131 131級地	☐ 132 132級地	☐ 133 133級地	☐ 134 134級地	☐ 135 135級地	☐ 136 136級地	☐ 137 137級地	☐ 138 138級地	☐ 139 139級地	☐ 140 140級地	☐ 141 141級地	☐ 142 142級地	☐ 143 143級地	☐ 144 144級地	☐ 145 145級地	☐ 146 146級地	☐ 147 147級地	☐ 148 148級地	☐ 149 149級地	☐ 150 150級地	☐ 151 151級地	☐ 152 152級地	☐ 153 153級地	☐ 154 154級地	☐ 155 155級地	☐ 156 156級地	☐ 157 157級地	☐ 158 158級地	☐ 159 159級地	☐ 160 160級地	☐ 161 161級地	☐ 162 162級地	☐ 163 163級地	☐ 164 164級地	☐ 165 165級地	☐ 166 166級地	☐ 167 167級地	☐ 168 168級地	☐ 169 169級地	☐ 170 170級地	☐ 171 171級地	☐ 172 172級地	☐ 173 173級地	☐ 174 174級地	☐ 175 175級地	☐ 176 176級地	☐ 177 177級地	☐ 178 178級地	☐ 179 179級地	☐ 180 180級地	☐ 181 181級地	☐ 182 182級地	☐ 183 183級地	☐ 184 184級地	☐ 185 185級地	☐ 186 186級地	☐ 187 187級地	☐ 188 188級地	☐ 189 189級地	☐ 190 190級地	☐ 191 191級地	☐ 192 192級地	☐ 193 193級地	☐ 194 194級地	☐ 195 195級地	☐ 196 196級地	☐ 197 197級地	☐ 198 198級地	☐ 199 199級地	☐ 200 200級地	☐ 201 201級地	☐ 202 202級地	☐ 203 203級地	☐ 204 204級地	☐ 205 205級地	☐ 206 206級地	☐ 207 207級地	☐ 208 208級地	☐ 209 209級地	☐ 210 210級地	☐ 211 211級地	☐ 212 212級地	☐ 213 213級地	☐ 214 214級地	☐ 215 215級地	☐ 216 216級地	☐ 217 217級地	☐ 218 218級地	☐ 219 219級地	☐ 220 220級地	☐ 221 221級地	☐ 222 222級地	☐ 223 223級地	☐ 224 224級地	☐ 225 225級地	☐ 226 226級地	☐ 227 227級地	☐ 228 228級地	☐ 229 229級地	☐ 230 230級地	☐ 231 231級地	☐ 232 232級地	☐ 233 233級地	☐ 234 234級地	☐ 235 235級地	☐ 236 236級地	☐ 237 237級地	☐ 238 238級地	☐ 239 239級地	☐ 240 240級地	☐ 241 241級地	☐ 242 242級地	☐ 243 243級地	☐ 244 244級地	☐ 245 245級地	☐ 246 246級地	☐ 247 247級地	☐ 248 248級地	☐ 249 249級地	☐ 250 250級地	☐ 251 251級地	☐ 252 252級地	☐ 253 253級地	☐ 254 254級地	☐ 255 255級地	☐ 256 256級地	☐ 257 257級地	☐ 258 258級地	☐ 259 259級地	☐ 260 260級地	☐ 261 261級地	☐ 262 262級地	☐ 263 263級地	☐ 264 264級地	☐ 265 265級地	☐ 266 266級地	☐ 267 267級地	☐ 268 268級地	☐ 269 269級地	☐ 270 270級地	☐ 271 271級地	☐ 272 272級地	☐ 273 273級地	☐ 274 274級地	☐ 275 275級地	☐ 276 276級地	☐ 277 277級地	☐ 278 278級地	☐ 279 279級地	☐ 280 280級地	☐ 281 281級地	☐ 282 282級地	☐ 283 283級地	☐ 284 284級地	☐ 285 285級地	☐ 286 286級地	☐ 287 287級地	☐ 288 288級地	☐ 289 289級地	☐ 290 290級地	☐ 291 291級地	☐ 292 292級地	☐ 293 293級地	☐ 294 294級地	☐ 295 295級地	☐ 296 296級地	☐ 297 297級地	☐ 298 298級地	☐ 299 299級地	☐ 300 300級地	☐ 301 301級地	☐ 302 302級地	☐ 303 303級地	☐ 304 304級地	☐ 305 305級地	☐ 306 306級地	☐ 307 307級地	☐ 308 308級地	☐ 309 309級地	☐ 310 310級地	☐ 311 311級地	☐ 312 312級地	☐ 313 313級地	☐ 314 314級地	☐ 315 315級地	☐ 316 316級地	☐ 317 317級地	☐ 318 318級地	☐ 319 319級地	☐ 320 320級地	☐ 321 321級地	☐ 322 322級地	☐ 323 323級地	☐ 324 324級地	☐ 325 325級地	☐ 326 326級地	☐ 327 327級地	☐ 328 328級地	☐ 329 329級地	☐ 330 330級地	☐ 331 331級地	☐ 332 332級地	☐ 333 333級地	☐ 334 334級地	☐ 335 335級地	☐ 336 336級地	☐ 337 337級地	☐ 338 338級地	☐ 339 339級地	☐ 340 340級地	☐ 341 341級地	☐ 342 342級地	☐ 343 343級地	☐ 344 344級地	☐ 345 345級地	☐ 346 346級地	☐ 347 347級地	☐ 348 348級地	☐ 349 349級地	☐ 350 350級地	☐ 351 351級地	☐ 352 352級地	☐ 353 353級地	☐ 354 354級地	☐ 355 355級地	☐ 356 356級地	☐ 357 357級地	☐ 358 358級地	☐ 359 359級地	☐ 360 360級地	☐ 361 361級地	☐ 362 362級地	☐ 363 363級地	☐ 364 364級地	☐ 365 365級地	☐ 366 366級地	☐ 367 367級地	☐ 368 368級地	☐ 369 369級地	☐ 370 370級地	☐ 371 371級地	☐ 372 372級地	☐ 373 373級地	☐ 374 374級地	☐ 375 375級地	☐ 376 376級地	☐ 377 377級地	☐ 378 378級地	☐ 379 379級地	☐ 380 380級地	☐ 381 381級地	☐ 382 382級地	☐ 383 383級地	☐ 384 384級地	☐ 385 385級地	☐ 386 386級地	☐ 387 387級地	☐ 388 388級地	☐ 389 389級地	☐ 390 390級地	☐ 391 391級地	☐ 392 392級地	☐ 393 393級地	☐ 394 394級地	☐ 395 395級地	☐ 396 396級地	☐ 397 397級地	☐ 398 398級地	☐ 399 399級地	☐ 400 400級地	☐ 401 401級地	☐ 402 402級地	☐ 403 403級地	☐ 404 404級地	☐ 405 405級地	☐ 406 406級地	☐ 407 407級地	☐ 408 408級地	☐ 409 409級地	☐ 410 410級地	☐ 411 411級地	☐ 412 412級地	☐ 413 413級地	☐ 414 414級地	☐ 415 415級地	☐ 416 416級地	☐ 417 417級地	☐ 418 418級地	☐ 419 419級地	☐ 420 420級地	☐ 421 421級地	☐ 422 422級地	☐ 423 423級地	☐ 424 424級地	☐ 425 425級地	☐ 426 426級地	☐ 427 427級地	☐ 428 428級地	☐ 429 429級地	☐ 430 430級地	☐ 431 431級地	☐ 432 432級地	☐ 433 433級地	☐ 434 434級地	☐ 435 435級地	☐ 436 436級地	☐ 437 437級地	☐ 438 438級地	☐ 439 439級地	☐ 440 440級地	☐ 441 441級地	☐ 442 442級地	☐ 443 443級地	☐ 444 444級地	☐ 445 445級地	☐ 446 446級地	☐ 447 447級地	☐ 448 448級地	☐ 449 449級地	☐ 450 450級地	☐ 451 451級地	☐ 452 452級地	☐ 453 453級地	☐ 454 454級地	☐ 455 455級地	☐ 456 456級地	☐ 457 457級地	☐ 458 458級地	☐ 459 459級地	☐ 460 460級地	☐ 461 461級地	☐ 462 462級地	☐ 463 463級地	☐ 464 464級地	☐ 465 465級地	☐ 466 466級地	☐ 467 467級地	☐ 468 468級地	☐ 469 469級地	☐ 470 470級地	☐ 471 471級地	☐ 472 472級地	☐ 473 473級地	☐ 474 474級地	☐ 475 475級地	☐ 476 476級地	☐ 477 477級地	☐ 478 478級地	☐ 479 479級地	☐ 480 480級地	☐ 481 481級地	☐ 482 482級地	☐ 483 483級地	☐ 484 484級地	☐ 485 485級地	☐ 486 486級地	☐ 487 487級地	☐ 488 488級地	☐ 489 489級地	☐ 490 490級地	☐ 491 491級地	☐ 492 492級地	☐ 493 493級地	☐ 494 494級地	☐ 495 495級地	☐ 496 496級地	☐ 497 497級地	☐ 498 498級地	☐ 499 499級地	☐ 500 500級地	☐ 501 501級地	☐ 502 502級地	☐ 503 503級地	☐ 504 504級地	☐ 505 505級地	☐ 506 506級地	☐ 507 507級地	☐ 508 508級地	☐ 509 509級地	☐ 510 510級地	☐ 511 511級地	☐ 512 512級地	☐ 513 513級地	☐ 514 514級地	☐ 515 515級地	☐ 516 516級地	☐ 517 517級地	☐ 518 518級地	☐ 519 519級地	☐ 520 520級地	☐ 521 521級地	☐ 522 522級地	☐ 523 523級地	☐ 524 524級地	☐ 525 525級地	☐ 526 526級地	☐ 527 527級地	☐ 528 528級地	☐ 529 529級地	☐ 530 530級地	☐ 531 531級地	☐ 532 532級地	☐ 533 533級地	☐ 534 534級地	☐ 535 535級地	☐ 536 536級地	☐ 537 537級地	☐ 538 538級地	☐ 539 539級地	☐ 540 540級地	☐ 541 541級地	☐ 542 542級地	☐ 543 543級地	☐ 544 544級地	☐ 545 545級地	☐ 546 546級地	☐ 547 547級地	☐ 548 548級地	☐ 549 549級地	☐ 550 550級地	☐ 551 551級地	☐ 552 552級地	☐ 553 553級地	☐ 554 554級地	☐ 555 555級地	☐ 556 556級地	☐ 557 557級地	☐ 558 558級地	☐ 559 559級地	☐ 560 560級地	☐ 561 561級地	☐ 562 562級地	☐ 563 563級地	☐ 564 564級地	☐ 565 565級地	☐ 566 566級地	☐ 567 567級地	☐ 568 568級地	☐ 569 569級地	☐ 570 570級地	☐ 571 571級地	☐ 572 572級地	☐ 573 573級地	☐ 574 574級地	☐ 575 575級地	☐ 576 576級地	☐ 577 577級地	☐ 578 578級地	☐ 579 579級地	☐ 580 580級地	☐ 581 581級地	☐ 582 582級地	☐ 583 583級地	☐ 584 584級地	☐ 585 585級地	☐ 586 586級地	☐ 587 587級地	☐ 588 588級地	☐ 589 589級地	☐ 590 590級地	☐ 591 591級地	☐ 592 592級地	☐ 593 593級地	☐ 594 594級地	☐ 595 595級地	☐ 596 596級地	☐ 597 597級地	☐ 598 598級地	☐ 599 599級地	☐ 600 600級地	☐ 601 601級地	☐ 602 602級地	☐ 603 603級地	☐ 604 604級地	☐ 605 605級地	☐ 606 606級地	☐ 607 607級地	☐ 608 608級地	☐ 609 609級地	☐ 610 610級地	☐ 611 611級地	☐ 612 612級地	☐ 613 613級地	☐ 614 614級地	☐ 615 615級地	☐ 616 616級地	☐

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

備考

- 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care information system for Evidence)) への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算 (減算) の届出については、「平面図」 (別紙6) を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設 (基本型・在宅型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」 (令和6年9月サービス提供分までは別紙29、令和6年10月サービス提供分以降は別紙29-2) 又は「介護老人保健施設 (療養型) の基本施設サービス費及び療養型維持特別加算 (Ⅱ) に係る届出」 (別紙29-3) を添付してください。
- 4 病院又は診療所における短期入所療養介護 (療養機能強化型以外) における「施設等の区分」に係る届出については、「病院又は診療所における短期入所療養介護 (療養機能強化型以外) の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙29-4) を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙30) 又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙30-2) を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る届出書」 (別紙15) を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービス」に関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービス」に関する状況書 (訪問介護事業所) (別紙8) を添付して下さい。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類 (「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」 (別紙7) 又はこれに準じた勤務割表等) を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」 (別紙5) を添付してください。
- 10 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書 (訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」 (別紙12) 又は「認知症専門ケア加算に係る届出書 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院」 (別紙12-2) を添付してください。
- また、「認知症チームケア推進加算」については、「認知症チームケア推進加算に係る届出書」 (別紙42) を添付してください。
- 11 「緊急時訪問看護加算」 (緊急時対応加算) 「特別管理体制」 (ターミナルケア体制) については、「緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」 (別紙16) を添付してください。
- 12 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」 (別紙19) を添付してください。
- 13 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算 (減算) の届出については、それぞれ加算 (減算) の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- (例) ー「機能訓練指導員」…機能訓練指導員、「リハビリテーション」の加算状況…リハビリテーション従事者
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期研修指導員」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師 (准看護師) と介護職員の配置状況 等
- 14 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 15 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」 (別紙21) を添付してください。
- 16 「入浴介助加算」については、「浴室の平面図等」及び入浴介助加算 (Ⅰ) の要件である研修を実施または、実施することが分かる資料等を添付してください。
- 17 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」 (別紙22) 及び「利用者の割合に関する計算書」 (別紙22-2) を添付してください。
- 18 「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」 (別紙23) 及び「利用者の割合に関する計算書」 (別紙23-2) を添付してください。
- 19 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」 (別紙38) を添付してください。
- 20 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 21 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」 (別紙33) を添付してください。
- 22 「看護体制加算 (短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」 (別紙25) を添付してください。
- 23 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」 (別紙25-2) を、「看護リ介護体制」については、「看護リ介護体制に係る届出書」 (別紙34) を、「看護リ介護加算」については、「看護リ介護体制に係る届出書」 (別紙34-2) を添付してください。
- また、「看護リ連携体制加算」については、「看護リ連携体制加算に係る届出書」 (別紙13) を添付してください。
- 24 「医療連携強化加算」については、「医療連携強化加算に係る届出書」 (別紙26) を添付してください。
- 25 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算 (Ⅰ) ～ (Ⅳ)」は「特定事業所加算 (Ⅰ) ～ (Ⅳ) に係る届出書 (別紙10)」を、「加算 (Ⅰ)、(Ⅲ)」の重度要介護者等対応要件の①を選択する場合は、「重症要介護者等対応要件の割合に関する計算書 (特定事業所加算 (Ⅰ)、(Ⅲ))」 (別紙9-3) を、「加算 (Ⅴ)」は「特定事業所加算 (Ⅴ) に係る届出書」 (別紙9-2) を添付してください。
- 26 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」 (別紙14) ～ (別紙14-6) までのいずれかを添付してください。
- 27 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

28 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

(2) 7 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。

（人員配置区分欄の変更は行わない。）

4 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された播磨山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

（(1)が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

29 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)」に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙36-2）を添付してください。

30 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙37）を添付してください。

31 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙32）を添付してください。

32 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。

33 「テラノロジーの導入」については、「テラノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙37-2）、「テラノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙32-2）、「テラノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙27）のいずれかを添付してください。

34 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書」（別紙20）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書」（別紙24）を添付してください。

35 「療養マネジメント加算」については、「療養マネジメントに関する届出書」（別紙41）を添付してください。

36 「重度認知症療養施設加算」に係る届出については、「重度認知症療養施設加算に係る届出書」（別紙31）を添付してください。

37 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙35）を添付してください。

38 「専門管理加算」については、「専門管理加算に係る届出書」（様式17）を添付してください。

39 「遠隔死亡診断補助加算」については、「遠隔死亡診断補助加算に係る届出書」（別紙18）を添付してください。

40 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙28）を添付してください。

41 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供90％以上）」については、判定結果がわかる書類（「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）又はこれに準じた計算書等）を添付してください。

42 「ケアプランナー連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」については、要件を満たし、かつ居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は「2 あり」を選択してください。

43 「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

4 短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病院にわたる場合は、病院ごとに届け出てください。

備考（別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1ー2) 介護予防サービス

- 備考
- 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LFE (科学的介護情報システム (Long-term care information system For Evidence) への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。
 - 2 施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備に係る加算 (減算) の届出については、「平面図」 (別紙6) を添付してください。
 - 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」 (令和6年9月サービス提供分までは別紙29、令和6年10月サービス提供分以降は別紙29ー2) 又は「介護老人保健施設 (療養型) の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算 (Ⅱ) に係る届出」 (別紙29ー3) を添付してください。
 - 4 病院又は診療所における短期入所療養介護 (療養機能強化型以外) における「施設等の区分」に係る届出については、「病院又は診療所における短期入所療養介護 (療養機能強化型以外) の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙29ー4) を添付してください。
 - 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙30) 又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」 (別紙30ー2) を添付してください。
 - 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類 (「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」 (別紙7) 又はこれに準じた勤務割表等) を添付してください。
 - 7 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」 (別紙5) を添付してください。
 - 8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書 (訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」 (別紙12) 又は「認知症専門ケア加算に係る届出書 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)」 (別紙12ー2) を添付してください。
 - 9 「緊急時介護予防訪問看護加算」 (特別管理体制) については、「緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」 (別紙16) を添付してください。
 - 10 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」 (別紙19) を添付してください。
 - 11 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算 (減算) の届出については、それぞれ加算 (減算) の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(別) ー「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーション」の加算状況…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜間を行う看護師 (准看護師) と介護職員の配置状況 等

- 12 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 13 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」 (別紙21) を添付してください。
- 14 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」 (別紙14) ～ (別紙14ー6) までのいずれかを添付してください。
- 15 「特定診療費項目」「リハビリテーション」提供体制) については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 16 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
(1) 看護職員、介護職員の欠員 (看護師の配置割合が基準を満たさない場合を含む。) …人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
(2) ア 医師 (病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄のみ選択する。
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- イ 医師の欠員 (病院において従事する者に限る。) …指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1) に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。(1) が優先する。)

- 17 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」 (別紙35) を添付してください。
- 18 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」 (別紙28) を添付してください。
- 19 「口腔運舌強化加算」については、「口腔運舌強化加算に関する届出書」 (別紙11) を添付してください。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考

- 1 事業所・施設において、施設等の区分種、人員配置区分種、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care information system For Evidence) への登録種、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は、「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5-2)を添付してください。
- 5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙49)を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」、「緊急時対応加算」、「特別管理体制」(「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙16)を添付して「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」(別紙42)を添付してください。
- 7 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 8 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 9 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 10 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 11 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 12 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 13 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 14 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 15 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 16 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 17 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 18 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 19 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 20 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 21 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 22 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 23 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 24 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 25 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 26 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 27 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 28 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 29 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 30 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 31 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、
- 32 「認知症専門ケア加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を、

注

地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考

- 1 この表は、事業所所在地以外の場所の一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地

名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 群市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	法人の種別	法人所轄庁					
	代表者の職・氏名	職名			氏名		
事業所・施設の状況	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 群市					
	フリガナ 事業所・施設の名称						
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー) 県 群市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で 一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 群市					
事業所・施設の状況	管理者の氏名	電話番号 FAX番号					
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 群市					
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	
	指定居宅サービス	訪問介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
		訪問入浴介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
訪問看護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
訪問リハビリテーション				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
居宅療養管理指導				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
通所介護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
通所リハビリテーション				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
短期入所生活介護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
短期入所療養介護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
特定施設入居者生活介護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
福祉用具貸与				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
介護予防訪問入浴介護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
介護予防訪問看護				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
介護予防訪問リハビリテーション				☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
施設		介護予防居宅療養管理指導			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護予防短期入所生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護予防短期入所療養介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護予防特定施設入居者生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
介護保険事業所番号 医療機関コード等	介護老人福祉施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護老人保健施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護医療院			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
特記事項	変 更 前		変 更 後				
関係書類 別添のとおり							

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字の横の口を■にしてください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙4)

令和 年 月 日

知事 殿

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 全国共通の介護報酬額に対して定める率

項 目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額 に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	%
	訪問入浴介護	%
	通所介護	%
	短期入所生活介護	%
	福祉用具貸与	%
特例介護予防サービス費	介護予防訪問入浴介護	%
	介護予防短期入所生活介護	%
	介護予防福祉用具貸与	%
特例居宅介護サービス計画費		%
特例介護予防サービス計画費		%

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙5)

令和 年 月 日

知事 殿

事業所・施設名

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	(例) 10 %	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	
介護予防訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
介護予防短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
介護予防特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	

備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 (訪問介護事業所)

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

- (1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。

有 ・ 無

☐ ・ ☐

連絡方法

--

- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。

有 ・ 無

☐ ・ ☐

- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。

有 ・ 無

☐ ・ ☐

実施予定年月日	年 月 日
---------	-----------------

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 特定事業所加算(Ⅰ)	☐ 2 特定事業所加算(Ⅱ)	
	☐ 3 特定事業所加算(Ⅲ)	☐ 4 特定事業所加算(Ⅳ)	

1. 体制要件(特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)共通)
 ※特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を取得する場合であって、「3. 重度要介護者等対応要件」②を選択する場合は、(6)～(9)を記載すること。
- (1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
 (2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
 (3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
 (4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
 (5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。
 (6) 病院等(※)の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。
 (7) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
 (8) 看取りに関する対応方針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種のものによる協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しを行う。
 (9) 看取りに関する職員研修を行っている。

有・無

☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐☐・☐

※「病院等」は「病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション」を指す。

2. 人材要件(特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)共通)
 ※特定事業所加算(Ⅰ)を取得する場合は(1)及び(2)①、(Ⅱ)を取得する場合は、(1)または(2)①、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を取得する場合は、(2)②または(3)を記載すること。

有・無

(1) 訪問介護員等要件について

下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載することで可。

[☐ 前年度 ☐ 前三月] における一月当たりの実績の平均
 ([]はいずれかの口を■にする)

		常勤換算職員数
①	訪問介護員等の総数(常勤換算)	人
②	①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人
③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数(常勤換算)	人

①に占める②の割合が30%以上

①に占める③の割合が50%以上

☐・☐☐・☐

(2) サービス提供責任者要件について

		職員数	常勤換算職員数
サービス提供責任者	常勤	人	
	非常勤	人	人

①すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。(なお、指定居宅サービス等第5条2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を配置していること。)

☐・☐

②指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同行に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

☐・☐

(3) 勤続年数要件について

		常勤換算
①	訪問介護員等の総数(常勤換算)	人
②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人

①に占める②の割合が30%以上

☐・☐

3. 重度要介護者等対応要件(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))
 ※①または②のいずれかが満たすものを記載すること。

有・無

[☐ 前年度 ☐ 前三月] における ([]はいずれかの口を■にする)

① 利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上

☐・☐

② 看取り期の利用者への対応実績が1人以上

☐・☐

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「1級課程修了者」とあるのは「旧1級課程修了者」と読み替える。

備考3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。

特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

○体制要件		有	無
(1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。		☐	☐
(2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。		☐	☐
(3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。		☐	☐
(4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。		☐	☐
(5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。		☐	☐
(6) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する利用者（※）に対して、継続的にサービスを提供している。		☐	☐
☐ 前年度 ☐ 前三月] における ([]はいずれかの□を■にする) (中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供状況)			
①	前年度又は前三月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数（実人数）	人	平均1人以上
②	①における前年度または前三月の平均人数	人	
(7) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている。		☐	☐

※ 事業所の通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第二号に規定する地域に居住している利用者かつ当該利用者の居宅の所在地と最寄りの訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。

備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

事業所名

事業所番号

1. 判定期間 (※)

令和 年度 ☐ 前期 ☐ 後期

(※) なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

2. 判定結果

☐ 非該当 ☐ 該当

ア. 前期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)
3 月	人	人
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
合計	人	人

③割合 (②÷①)		%
--------------	--	---

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

イ. 後期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人

③割合 (②÷①)		%
--------------	--	---

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

(※1) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く

(※2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」(以下、「留意事項通知」という。)第2の2(16)⑥二等に規定する以下のa~cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。

なお、a~cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

a: 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合

b: 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合

c: その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

備考

・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。

・「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。

・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元を選択してください。

・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑥ロをご参照ください。

・指定相当訪問型サービス事業所が本様式を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数(要支援者は含めない)」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含まれません。

1 事業所名																																
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了																															
3 施設種別	☒ 1 訪問介護事業所 ☐ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) ☐ 3 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所 ☐ 4 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 ☐ 5 (介護予防) 短期入所療養介護事業所 ☐ 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 7 訪問型サービス事業所																															
4 歯科医療機関との連携の状況	1. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 2. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 3. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table>		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号	
歯科医療機関名																																
所在地																																
歯科医師名																																
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																															
連絡先電話番号																																
歯科医療機関名																																
所在地																																
歯科医師名																																
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																															
連絡先電話番号																																
歯科医療機関名																																
所在地																																
歯科医師名																																
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																															
連絡先電話番号																																

注1 「連携歯科医療機関」とは、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に対して、口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談できる体制を確保している歯科医療機関である。

注2 「連携歯科医療機関」は1つ以上の記載が必要である。なお、記入欄が不足している場合には、「歯科医療機関との連携の状況」のみを追加記載した様式を別途添付しても差し支えない。

注3 「歯科訪問診療料の算定の実績」とは、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績であり、直近の算定日を記載すること。

※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

認知症専門ケア加算に係る届出書
(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 訪問介護 ☐ 2 (介護予防)訪問入浴介護 ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 4 夜間対応型訪問介護		
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算(Ⅰ) ☐ 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		

	有・無																
1. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)に係る届出内容																	
(1) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																
<table><tr><td>① 利用者の総数 注</td><td>人</td></tr><tr><td>② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td><td>人</td></tr><tr><td>③ ②÷①×100</td><td>%</td></tr></table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人	③ ②÷①×100	%											
① 利用者の総数 注	人																
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人																
③ ②÷①×100	%																
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																
【参考】																	
<table><tr><th>日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th><th>研修修了者の必要数</th></tr><tr><td>20人未満</td><td>1以上</td></tr><tr><td>20以上30未満</td><td>2以上</td></tr><tr><td>30以上40未満</td><td>3以上</td></tr><tr><td>40以上50未満</td><td>4以上</td></tr><tr><td>50以上60未満</td><td>5以上</td></tr><tr><td>60以上70未満</td><td>6以上</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td></tr></table>	日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1以上	20以上30未満	2以上	30以上40未満	3以上	40以上50未満	4以上	50以上60未満	5以上	60以上70未満	6以上	～	～	
日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																
20人未満	1以上																
20以上30未満	2以上																
30以上40未満	3以上																
40以上50未満	4以上																
50以上60未満	5以上																
60以上70未満	6以上																
～	～																
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																
2. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)に係る届出内容																	
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の(2)・(3)の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)に係る届出内容(2)～(3)も記入すること。	☐ ・ ☐																
(2) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が20%以上である																	
<table><tr><td>① 利用者の総数 注</td><td>人</td></tr><tr><td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td><td>人</td></tr><tr><td>③ ②÷①×100</td><td>%</td></tr></table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%											
① 利用者の総数 注	人																
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																
③ ②÷①×100	%																
(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																
(4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。